

総合政策局千葉市決裁規程共通専決事項の取扱いに関する事務処理要領

- 1 千葉市決裁規程（平成4年千葉市訓令(甲)第1号。以下、決裁規程という。）別表第1共通専決事項3財務に関する事項（1）、（2）に規定する専決事項については、課長への回議を要するものとする。ただし、別表1に掲げる専決すべき事項の課内回議の順序は、同表の課内回議の欄に掲げるとおりとする。
- 2 この要領における用語の意義は、決裁規程第2条及び別表第1中備考の規定によるものとする。
- 3 この要領の規定は、決裁規程第9条第2項の規定により、専決権者が重要又は異例と認めたものについて、その上位者に決裁を受けることを妨げない。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

部	課・課内室	専決すべき事項	課内回議	備考
市長公室	秘書課報道室	(1)報道対応に関すること	主査、報道室長の順	
危機管理部	危機管理課緊急対策室	(1)危機対策に係る訓練に関する こと	主査、緊急対策室長の順	
危機管理部	危機管理課緊急対策室	(2)国民保護に関すること	主査、緊急対策室長の順	
危機管理部	危機管理課緊急対策室	(3)危機事案対応計画に関するこ と	主査、緊急対策室長の順	